

## 【全国町村等職員個人年金共済】

### 1. 共済の概要

加入者の自助努力による財産形成や老後の資金確保を支援するための保険。

#### (1) 加入コース

税務上の取扱いが異なる2コースから任意に選択でき、いずれか1つのコースに加入することや、両方のコースに加入することも可能。

- ・「税制適格コース」・・・個人年金保険料控除の対象
- ・「一般コース」・・・・・・一般生命保険料控除の対象

#### (2) 掛金額

払込方法・・・ア 月払

イ 月払とボーナス払の併用払

掛金額・・・ア 月払 (1口 2,000円、最大50口まで)

イ ボーナス払 (1口10,000円、最大50口まで)

払込期間・・・加入した月から脱退または死亡した日の属する月まで。

ただし、別表に定める年齢に達した日以降の3月までを限度とする。

#### (3) 年金受給資格

加入者は別表に定める年齢に到した日以降の3月31日に到達したときに年金の受給権を取得する。ただし、加入者が満50歳以上で退職した場合も、年金の受給権を取得することができる。

#### (4) 年金開始時期

ア 別表に定める年齢に達した日以降の4月 (同年齢に達した日以降の3月31日に退職される方)

イ 退職月の翌月 (満50歳以上で退職される方)

#### (5) 給付受取方法

①配偶者年金付終身年金(15年保証期間付)、②終身年金(15年保証期間付)、

③15年確定年金、④10年確定年金、⑤5年確定年金(一般コースのみ選択可)

※①～④逓増型又は定額型 ⑤定額型のみ

年金の支払いに代え、一時金として受け取り可能。

#### (6) 年金支払方法

年4回(2月,5月,8月及び11月)とし、保険会社から受給者あてに直接送金する。

別表

加入者の生年月日	年齢
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	満61歳
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	満62歳
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	満63歳
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	満64歳
昭和42年4月2日～	満65歳